

シルバー人材センターの安定的な事業運営のための
適切な措置を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の活性化などに貢献している。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が導入される予定だが、同制度が導入されると、月に3～4万円程度の収入しかない免税事業者のセンター会員が新たに消費税の課税事業者となることを選択し、センターに対して適格請求書を発行しない限り、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要がある。しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はない。

報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用する新たな税負担は、センターにとってその影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題であり、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

よって、国においては、インボイス制度の導入に当たり、会員への配分金についてはインボイス制度の適用除外とするなど、センターの安定的な事業運営が可能となるよう、適切な措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月6日

秋田県議会議長 柴田正敏

衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	尾辻秀久	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
総務大臣	寺田稔	様
財務大臣	鈴木俊一	様
厚生労働大臣	加藤勝信	様
内閣官房長官	松野博一	様